

各 位

株式会社 ほくほくフィナンシャルグループ

環境省 令和5年度「地域脱炭素融資促進利子補給事業」
指定金融機関への採択について

ほくほくフィナンシャルグループの北陸銀行（頭取 中澤 宏）および北海道銀行（頭取 兼間 祐二）は、環境省「地域脱炭素融資促進利子補給事業」の指定金融機関に採択され、省エネや再生可能エネルギーなど、脱炭素化を目指す設備投資を行うお客さまに対し、「地域脱炭素融資促進利子補給金」の取り扱いを開始しますので、下記の通りお知らせいたします。

本事業は、環境省が民間資金による地球温暖化対策の促進を図り、地域循環共生圏の創出につなげることを目的に創設したもので、一定の要件を満たす省エネ・再エネ設備投資に対する ESG 融資に対し、貸付利率の最大 1.0%、最長 3 年間の利子補給を行うものです。

ほくほくフィナンシャルグループでは、2021年2月に「ほくほくフィナンシャルグループ環境方針」の公表を行い、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD（注 1））への賛同を表明しております。引き続き、環境先進金融グループを目指し、地域全体の持続可能な環境・社会の実現に向けて取り組みを行ってまいります。

記

1. 事業の概要

事業名	地域脱炭素融資促進利子補給事業
資金用途	一般社団法人環境パートナーシップ会議が認定する、地域脱炭素に資するESG融資（省エネ・再エネ設備投資）
融資金額	1社あたり最大10億円
融資利率	所定の利率
利子補給	借入日より最長3年間、最大年1.0% ※ 利子補給後の実質融資利率は0.3%を下回らない
返済方法	年2回（毎年3月10日および9月10日）元金均等返済
取扱期間	2024年2月10日実行分まで ※融資契約および工事の着工前に交付申請書の提出が必要です。

※審査の結果によりご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。

2. 該当する SDGs の目標



SDGs は Sustainable Development Goals の略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。

(注1) Task Force on Climate-related Financial Disclosures : 2015年12月に金融安定理事会（FSB）が設立した国際的な支援組織。低炭素社会への円滑な移行のために、気候変動関連リスク・機会の評価と財務への影響の開示を行うよう提言している。

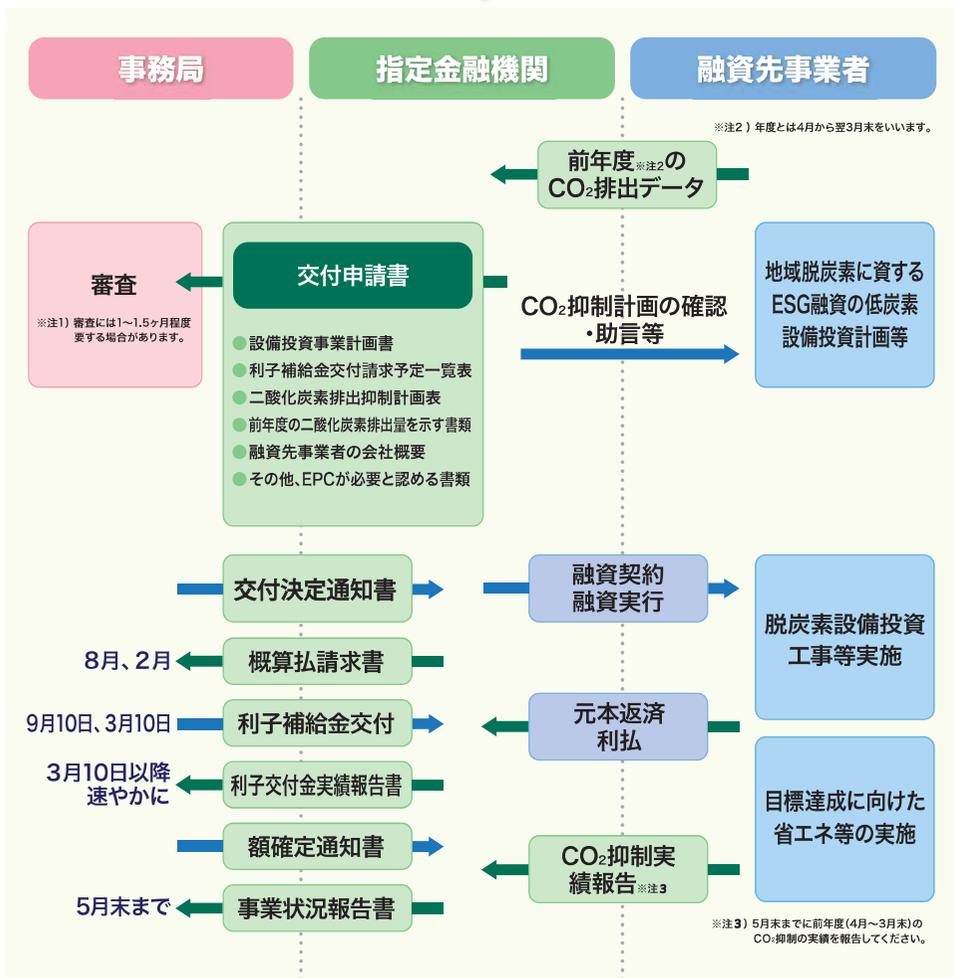
以上

【本件に関するお問い合わせ先】

ほくほくフィナンシャルグループ	SX推進部	TEL : 076-423-7331
北陸銀行	経営企画部サステナビリティ推進グループ	TEL : 076-423-7111 (代)
北海道銀行	経営企画部サステナビリティ推進室	TEL : 011-233-1005

利子補給の対象は、地域脱炭素に資するESG融資に限ります。

交付申請フロー



ご不明な点は、お取引金融機関にお問い合わせ下さい。

epc 一般社団法人環境パートナーシップ会議(EPC) https://epc.or.jp/fund_dept/datsutanso/r5_shiteikin_koubou

E-Mail : info.fund@epc.or.jp 電話 : 03-5468-6753 (電話受付時間 9:30~12:30、13:30~17:30 土日祝日を除く) ※通話料がかかります。
 ※電話で問い合わせた場合であっても、そのお問い合わせ内容をE-Mailにて送付してください。

R5年度版

地域脱炭素融資促進利子補給事業

環境省利子補給事業

再エネ・省エネ設備投資に向けた脱炭素融資の利息の最大1%を補給します。

<p>利子補給率</p> <p>最大 1.0% ※1</p>	<p>利子補給期間</p> <p>最大 3年間 ※2</p>
<p>利子補給金支払</p> <p>年 2回 ※3</p>	<p>交付対象融資額</p> <p>最大 10億円</p>

※1 貸付利率1.3%以上→利子補給率=1.0%。貸付利率1.3%未満→利子補給率=貸付利率-0.3%。
 なお、貸付利率が0.3%以下の場合には、利子補給の対象にはなりません。
 ※2 融資の償還期限が先に到来する場合には当該期限まで。
 ※3 年2回、9月と3月に利子補給金を支払います。
 (注)申請にあたっては公募要領と交付規程を必ずご確認ください。



epc 一般社団法人環境パートナーシップ会議(EPC)



利子補給金の申請に必要な書類

- ▶ 交付申請書
- ▶ 利子補給金交付請求予定一覧表
- ▶ 前年度の二酸化炭素排出量を示す書類
- ▶ その他、EPCが必要と認める書類 (工事費見積書等)
- ▶ 設備投資事業計画書
- ▶ 二酸化炭素排出抑制計画表
- ▶ 融資先事業者の会社概要

その他、利子補給期間中は毎年度終了後に事業状況報告書を提出する必要があります。



交付決定後の注意事項

以下の変更を行う場合は、あらかじめEPCに融資条件等変更承認申請書を提出する必要があります。

- ▶ 融資条件が変更になった場合
- ▶ 資金使途が変更になった場合
- ▶ 事業計画(工事期間等)が変更になった場合
- ▶ その他、交付申請書の内容に変更が生じた場合、等



対象となる取組事例の紹介

事例1

利子補給金を活用した融資により、蛍光灯照明をLED照明へ交換工事を行うことにより、二酸化炭素排出抑制につながった。



事例2

利子補給金を活用した融資により、工場の空調設備を省エネタイプの設備に入れ替えることにより、空調設備の消費電力を大きく削減し、電気代と二酸化炭素排出量抑制につながった。



事例3

利子補給金を活用した融資により、太陽光発電設備を設置したことにより、大幅な二酸化炭素排出抑制につながった。



Q&A

よくある質問と回答



Q 地域脱炭素に資するESG融資とはどのような融資のことを言いますか。



A 地域脱炭素に資するESG融資とは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の要素を考慮して行う地域循環共生圏の創出に資する省エネ・再エネ設備投資を行う融資であって、地球温暖化対策推進法に基づき地方公共団体が作成する実行計画等、地球温暖化対策又は地域活性化等を目的とする条例等若しくは地方公共団体が地球温暖化対策又は地域循環共生圏の創出のために作成する計画等と整合する融資を言います。自治体が作成する地球温暖化対策計画書などのどの部分と整合するか、マーキングなどをして提出してください。



Q どのような融資が利子補給の対象となりますか。



A 交付規程第3条(1)の要件を満たす省エネ・再エネ設備融資が対象になります。具体例としては、

- ・太陽光発電設備及び自家消費のための自営線及び蓄電池
- ・バイオマス発電設備
- ・水力発電設備
- ・省エネ性能の高い機器への更新(製造設備、LED照明、空調設備等)
- ・事務所の省エネ改修(断熱性の高い断熱材、サッシ及び断熱ガラス材等)

等が考えられます。



Q 交付申請書は、どのようなタイミングで提出すれば良いですか。



A 交付申請書は、融資契約及び工事の着工の前に提出していただく必要があります。また、交付申請の提出締切は令和6年1月31日で、かつ融資の開始の日が令和6年2月10日までに設定されている必要がありますのでご注意ください。



Q 省エネ建物は対象になりますか。



A 省エネ建物の場合、省エネ性能を有する建物内の設備が対象となります。具体的には、断熱材、サッシ及び断熱ガラス材、空調・給湯設備及びその配管、受変電設備、省エネ機器と一体不可分の制御盤・分電番・配管配線、BEMS機器等が対象となります。

